

「生活行為向上マネジメント研修制度」について（お知らせ）

平成27年9月15日

一般社団法人日本作業療法士協会 理事会

「生活行為向上マネジメント研修制度」について、第4回理事会（平成27年7月18日）において、その内容が添付図のように確定・承認されました。要点は下記の通りです。ご理解、ご協力のほど宜しくお願い致します。

【要点】

- ・平成27年度までの基礎研修、実践者研修の二つになっているものが、平成28年度から「生活行為向上マネジメント研修」として統一されます。
- ・平成27年度内に実践者研修を修了した者（平成28年度からは生活行為向上マネジメント研修を修了した者）は、協会が運営する事例報告登録システムの事例報告へと目指して下さい。
- ・1事例審査合格、事例登録されると「生活行為向上マネジメント指導者」となります。この「生活行為向上マネジメント指導者」とは、生活行為向上マネジメントを実践・推進・指導できる者とします。

重要特記

**介護報酬「生活行為向上リハビリテーション実施加算」を算定している事業所勤務で
当協会「生活行為向上マネジメント研修制度」履修により算定要件該当者になられた方へ**

基礎研修修了証取得のみの方は、平成28年3月31日までに実践者研修を修了し、実践者研修修了証を取得して下さい。
平成28年4月1日からは基礎研修修了証のみでは算定要件の効力を失います。

また、協会員であるとともに士会員であること、を必須条件とします。協会員のみの方は、速やかに士会に入会下さい。

詳しくは、協会事務局までお問い合わせください。 TEL 03-5826-7871

生活行為向上マネジメント研修制度

生活行為向上マネジメント指導者（認定証）

「生活行為向上マネジメント」
を実践・推進・指導できる者

1事例合格

審査

審査可能確認

事例報告

事例発表

事例検討会

◎各士会等で事例検討会
（1事例45分を標準.参加者による発表者課題ディスカッション.熟練者等による指導.事例数によって検討会を柔軟に実施）

平成28年度
以降

生活行為向上
マネジメント
研修
修了（修了証）

基礎・実践者
研修を統合する

生活行為向上マネジメントの研修を修了し、概念を理解し、実践できる者

生活行為向上マネジメント 実践者研修 修了（修了証）

実践者研修修了者であって、以下のいずれか、

- 1事例協会事例報告
- 1事例発表

生活行為向上マネジメントの実践者研修を修了し、概念を理解し、実践できる者

生活行為向上マネジメント 実践者研修（27時間）

| | | |
|--------|----------|----------|
| 実践者研修2 | 実習 | 1,500分 |
| 実践者研修1 | 事例報告の手引き | 120分 |
| | | 計 1,620分 |

◎各自の職場における実習

◎事例報告の手引きに沿った自習

生活行為向上マネジメント 基礎研修 修了証

生活行為向上マネジメントの基礎研修を修了し、概念を理解した者

生活行為向上マネジメント 基礎研修(7時間)

| | | |
|-------|----------|--------|
| 基礎研修3 | 事例報告にむけて | 30分 |
| 基礎研修2 | 演習 | 300分 |
| 基礎研修1 | 概論 | 90分 |
| | | 計 420分 |

◎都道府県主催研修会
1日研修スタイル
9:00開始
17:00終了